

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 平成 2 7 年 6 月 2 5 日 (木)

午後 1 時

場 所 第 2 委員会室

～審査内容～

- 1 議員提出意見書案第 1 号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出について

国民健康保険制度等に関する重点提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度改革について

- (1) 国保基盤強化協議会等において十分かつ速やかに協議を行い、①国保の財政上の構造的な問題を解決する基盤強化の具体策を早急に明らかにするとともに、都道府県が保険者として国保の運営を担うことを基本として、都道府県と市町村の適切な役割分担を実現すること、②社会保障改革プログラム法の規定に基づき、平成 27 年通常国会に関係法律案を提出すること、③法の施行に当たっては、都市自治体と十分協議し、その意見を反映すること。

あわせて、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

- (2) 国保の財政上の構造問題を解消するため、消費税引上げによる保険者への財政支援の拡充 1,700 億円を早急かつ確実に実施すること。

また、更なる公費投入により財政基盤強化を図るため、後期高齢者支援金への全面総報酬割を導入することにより生じる財源を国保の支援に優先的に活用すること。

- (3) 新たな制度への移行に際しては、被保険者や現場に混乱を招かないよう、十分な準備・広報期間の設定や速やかな情報提供を行うこと。

- (4) 医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

特に、新制度発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。

また、新たなシステム設計については、新制度が円滑に運用できるよう、都市自治体の意見を十分に踏まえ、国の責任において構築するとともに、十分な準備・検証期間を確保すること。

2. 国民健康保険制度について

- (1) 新制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと国保の広域化を推進するとともに、国庫負

担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

② 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

(3) 度重なる制度改正等により、市町村の事務負担が増加していることから、事務の効率化を図ること。特に、資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう措置を講じること。

(4) 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者支援金の加算・減算措置を撤廃すること。

3. 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。

※所要額（国費）200億円（今後も積み増す予定）

（５）消費税率引上げによる保険者への財政支援の拡充1,700億円の早急な確保、後期高齢者支援金の全面報酬割導入により生じる財源の優先的な活用

平成27年1月13日に社会保障制度改革推進本部が決定した医療保険制度改革骨子において、国民健康保険の安定化に向けて、国保への財政支援の拡充等により、財政基盤を強化するとされている。

具体的には、平成27年度から保険者支援制度の拡充（約1700億円）を実施する。これに加えて、更なる公費の投入を平成27年度（約200億円）から行い、平成29年度には、高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費を優先的に活用し、約1700億円を投入するとされており、被用者保険者の後期高齢者支援金については、より負担能力に応じた負担とし、制度の持続可能性を確保する観点から、総報酬割部分を段階的に拡大することとし、平成27年度に2分の1、平成28年度に3分の2に引き上げ、平成29年度から全面総報酬割を実施する。

（６）保険料（税）の統一的な減免制度の創設及び財政措置

保険料（税）の統一的な減免制度を創設するとともに、十分な財政措置を講じることを要望していたが、実現には至っていない。

なお、平成27年度税制改正の大綱（平成27年1月14日閣議決定）において、国民健康保険税について次のとおりとされた。

＜国民健康保険税＞

国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、次のとおりとする。

- ①基礎課税額に係る課税限度額を52万円（現行：51万円）に引き上げる。
- ②後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を17万円（現行：16万円）に引き上げる。
- ③介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円（現行：14万円）に引き上げる。

国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

- ①5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を26万円（現行：24.5万円）に引き上げる。
- ②2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を47万円（現行：45万円）に引き上げる。

（７）児童等への医療費助成など地方単独事業に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額算定措置の廃止

本委員会では、市単独事業実施に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額算定措置の廃止を求めていたが、実現には至っていない。